

ラリー競技開催規定

下線部分:変更箇所

改正後	現行規定
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 国内競技規則2-14に定める第1類ラリーは以下の通り分類される。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 第2種アベレージラリー：各チェックポイント間を指示された平均速度または所要時間に従って走行し、所定の到着時刻に対する早遅誤差の少なさを順位判定の要素とするが、コースの一部に参加車両の遅着を想定した指示速度を与える区間を含むラリー。本競技の詳細は細則「第2種アベレージラリー開催規定」に定める。</p> <p>3) (略)</p> <p>3. 国内競技規則2-14に定める第1類ラリーで用いる基本事項を以下の通り定める。</p> <p>1) ~5) (略)</p> <p>6) ラジオポイント：スペシャルステージ内走行中の競技車両の走行状況を把握し、事故発生時の効率的な救助活動を目的に、スペシャルステージ内に設置される地点。この地点では、通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員が配置され、連絡用無線が設置される。また、<u>赤旗</u>が準備され、競技長の指示により<u>赤旗</u>が提示される場合がある。スペシャルステージ内にて<u>赤旗</u>が提示されるのはこの地点のみである。ラジオポイントは約5km毎に設置される。</p> <p>7) ~8) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 定義</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 国内競技規則2-14に定める第1類ラリーは以下の通り分類される。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 第2種アベレージラリー：各チェックポイント間を指示された平均速度または所要時間に従って走行し、所定の到着時刻に対する早遅誤差の少なさを順位判定の要素とするが、コースの一部に<u>タイムトライアル区間（スペシャルステージ）</u>または参加車両の遅着を想定した指示速度を与える区間を含むラリー。本競技の詳細は細則「第2種アベレージラリー開催規定」に定める。</p> <p>3) (略)</p> <p>3. 国内競技規則2-14に定める第1類ラリーで用いる基本事項を以下の通り定める。</p> <p>1) ~5) (略)</p> <p>6) ラジオポイント：スペシャルステージ内走行中の競技車両の走行状況を把握し、事故発生時の効率的な救助活動を目的に、スペシャルステージ内に設置される地点。この地点では、通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員が配置され、連絡用無線が設置される。また、<u>黄旗</u>が準備され、競技長の指示により<u>黄旗</u>が提示される場合がある。スペシャルステージ内にて<u>黄旗</u>が提示されるのはこの地点のみである。ラジオポイントは約5km毎に設置される。</p> <p>7) ~8) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行</p>

本規定は、2022年1月1日から施行する。

ラリー競技会組織に関する公認基準の表

	国際格式 (インターナショナル)	国内格式 (ナショナル)	準国内格式 (セミナショナル)	地方格式 (リストラクティッド)	クローズド格式 (クローズド)
競技会 開催資格	過去に準国内格式のラリー競技会を3回以上単独主催した実績を有する公認団体および公認クラブ	過去に準国内格式のラリー競技会を2回以上単独主催した実績を有する加盟/公認クラブまたは公認団体であること。	過去に地方格式以上のラリー競技会を1回以上主催(共催可)した実績を有する加盟/公認クラブまたは加盟/公認団体であること。 (※注1参照)	過去にクローズド格式以上のラリーを1回以上主催(共催可)した実績を有する加盟/公認クラブまたは加盟/公認団体であること。 (※注2参照)	準加盟クラブ以上(ただし、準加盟クラブはスペシャルステージを開催することはできない。)
参加台数	90台以下		75台以下	60台以下	40台以下
総走行距離 (※注3参照)	制限しない		500km以下	200km以下	
スペシャル ステージの 総距離	制限しない		50km以下 (※注4参照)	10km以下 (※注5参照)	5km以下 (※注6参照)

- [※注1] 1986年以前に準国内格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
- [※注2] 国内スポーツカレンダー登録規定に従い1987年度中に1988年度のラリー競技会カレンダー申請を行ったクラブ、団体ならびに1987年以前にクローズド格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
- [※注3] 総走行距離とは、計時・採点の対象となる区間の始点から終点までの距離をいう。
- [※注4] JAF公認コースで行うスペシャルステージの距離は含まない。
- [※注5] JAF公認コースで行う場合を除き、1つのスペシャルステージの距離が5kmを超えてはならない。
- [※注6] スペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間の開催場所はJAF公認コースまたは閉鎖された施設内に限る。また、1つのスペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間の距離が2kmを超えてはならない。

以上

本規定は、2018年1月1日から施行する。

ラリー競技会組織に関する公認基準の表

	国際格式 (インターナショナル)	国内格式 (ナショナル)	準国内格式 (セミナショナル)	地方格式 (リストラクティッド)	クローズド格式 (クローズド)
競技会 開催資格	過去に準国内格式のラリー競技会を3回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ	過去に準国内格式のラリー競技会を2回以上単独開催した実績を有する加盟/公認クラブまたは公認団体であること。	過去に地方格式以上のラリー競技会を1回以上開催(共催可)した実績を有する加盟/公認クラブまたは加盟/公認団体であること。 (※注1参照)	過去にクローズド格式以上のラリーを1回以上開催(共催可)した実績を有する加盟/公認クラブまたは加盟/公認団体であること。 (※注2参照)	準加盟クラブ以上(ただし、準加盟クラブはスペシャルステージを開催することはできない。)
参加台数	90台以下		75台以下	60台以下	40台以下
総走行距離 (※注3参照)	制限しない		500km以下	200km以下	
スペシャル ステージの 総距離	制限しない		50km以下 (※注4参照)	10km以下 (※注5参照)	5km以下 (※注6参照)

- [※注1] 1986年以前に準国内格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
- [※注2] 国内スポーツカレンダー登録規定に従い1987年度中に1988年度のラリー競技会カレンダー申請を行ったクラブ、団体ならびに1987年以前にクローズド格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
- [※注3] 総走行距離とは、計時・採点の対象となる区間の始点から終点までの距離をいう。
- [※注4] JAF公認コースで行うスペシャルステージの距離は含まない。
- [※注5] JAF公認コースで行う場合を除き、1つのスペシャルステージの距離が5kmを超えてはならない。
- [※注6] スペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間の開催場所はJAF公認コースまたは閉鎖された施設内に限る。また、1つのスペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間の距離が2kmを超えてはならない。

以上